

◇この議事速報（未定稿）は、正規の会議録が発行されるまでの間、審議の参考に供するための未定稿版で、一般への公開用ではありません。

◇後刻速記録を調査して処置することとされた発言、理事会で協議することとされた発言等は、原発言のまま掲載しています。

◇今後、訂正、削除が行われる場合がありますので、審議の際の引用に当たっては正規の会議録と受け取られることのないようお願いいたします。

○矢上雅義君 立憲民主・国民・社保・無所属フォーラムの矢上雅義です。

私は、共同会派を代表し、ただいま議題となりました地域公共交通活性化再生法等の一部を改正する法律案について質問いたします。（拍手）

まず、冒頭におきまして、新型肺炎で亡くなられた皆様にもより哀悼の意を表するとともに、療養中の皆様にもお見舞いの言葉を申し上げます。

ところで、七年にわたる安倍一強により、国家統治の基本原則である三権分立が大きく揺らいでおります。桜を見る会や検事長定年延長問題など、枚挙にいとまがありません。

その中でも許せないのが、森友学園への国有地売却に関する決裁文書の改ざん問題です。

二〇一八年三月七日、近畿財務局の赤木俊夫さんがみずから命を絶たれました。赤木俊夫さんが亡くなる直前に残したメモには、森友問題、佐川理財局長（パワハラ官僚）の強硬な国会対応がこれほど社会問題を招き、それにノーを誰も言わな

い、理財局の体質はコンプライアンスなど全くない、これが財務官僚王国、最後は下部が尻尾を切られる、何て世の中だ、手が震える、怖い、命、大切な命、終止符で終わっておりませう。

仕事へのプライドをはずたずたに引き裂き、最後は赤木さんの命まで奪ったのは、一体誰でしょうか。

安倍総理は、かつて、衆議院予算委員会の場で、私や妻が関係したということになれば、総理大臣も国会議員もやめると発言しました。

総理の発言をそんたくして佐川理財局長が公文書改ざんに走ったのか、それとも総理の関与があったのか、真相は闇の中です。

二度と犠牲者を出さないためにも、財務省に徹底的な再調査を求めると同時に、財務大臣におかれましても、早急に御遺族が求められてきた弔問に行かれますよう、お願いいたします。

以上、財務大臣の御意見をお伺いいたします。

世界保健機関から新型肺炎に関するパンデミック宣言が出され、テドロス事務局長も十六日の記者会見で、全ての国に訴えたい、検査、検査、検査だ、疑わしい例全てに対してだと述べています。既に米国ではドライブスルー方式の検査が導入されています。

日本では、発熱後四日以上の上の自宅待機を要求され、必要があれば検査を受けますが、検査を受けられないまま、肺炎による呼吸困難で救急搬送されるケースがふえております。このままでは、感染治療室や人工呼吸器などが不足するおそれがあります。

検査体制の強化が医療崩壊を招くとの声もありますが、重症患者の急増による医療崩壊も現実のものとなりつつあります。重症化を防ぐには、隔離検査体制の強化や隔離治療施設の整備が急がれます。

また、感染予防のためには、消毒液やマスクも欠かせません。医療現場への重点配布とともに、各世帯への直接配布も考えてみる必要があるのではないのでしょうか。

以上、厚生労働大臣の御所見をお伺いいたします。

新型肺炎の影響で、企業の資金繰りも大変深刻な状況です。観光、宿泊、運輸業界では、近年の災害により、かなりの苦境に立つ企業も多く、赤字や税金の滞納があれば融資が受けられません。また、既存の救済制度では借りができないので二重ローンとなり、黒字決算の企業でさえ足踏みします。

今月末には、銀行ローン、人件費などの支払いを迎えますが、最悪、手形の不渡りによる銀行取引の停止も考えられます。三月に決算を迎える企業では、決算後の五月末には法人税や消費税の納付期限を迎えます。

特に深刻なのが住民税です。前年度の収入で計算しますので、収入がなくても請求書が来ますし、企業の法人税や消費税も、前年度の売上げを前提に計算された予定納税の請求書が来ます。仮に融資を受けても、税金の支払いに充てられ、借金だけが残ります。要するに、銀行から借りたお金が国に回るだけの話です。

以上を踏まえれば、融資手続の迅速化だけでなく、ローンの返済猶予や社会保険料の納付猶予、そして納税猶予が必要となります。

ところで、納税猶予の間は、結果として税の滞納状態となります。したがって、基本的に新規融資は受けられません。そして、納税猶予の終了後は、二年分の税金の支払いが同時に来ますので、中長期的には、税負担の軽減化や平準化のためのあらゆる税の減免策の検討が必要になります。

以上、財務大臣に御所見をお伺いいたします。

長期的な株安に伴う株価低迷により、GPIFが保有する株式の評価損が発生すると、年金受給者の受給額に影響が及びます。また、企業の業績悪化により、正規労働者の解雇、派遣労働者やアルバイトの雇いどめ、新卒者の内定取消し問題が生じております。

今後どのような対応をとられるのか、厚生労働大臣にお伺いします。

政府の考える休業補償案では、雇用保険の対象外となる一部の非正規労働者やフリーランス、自営業者などの救済策が不透明なままです。相談窓口の充実などの対策が急がれます。

また、一斉休校やイベントの自粛による影響が、教育現場や企業活動、そしてスポーツ、演劇、音楽界などに幅広く及んでいます。そのため、現金給付や地域クーポン券、そして児童手当の特別加算などの検討が各所より寄せられています。

仕事や収入を失った人々のため、政策の優先順位を明確にし、迅速かつ有効な対策をとられますことを政府に強く要望いたします。

続きまして、本法案に対する質問をいたします。お待たせいたしました。

モータリゼーションの進展と少子高齢化に伴い、交通事業者が経営難に陥り、路線の維持も困難となりました。

そこで、平成十九年、地域が主体的に地域公共交通の維持及び確保に取り組むことを支援するため、地域公共交通活性化再生法が制定されました。さらに、平成二十六年の法改正では、まちづくりとの連携を強化し、地域公共交通ネットワークを広域化するため、現行の法定計画が創設されました。

ところで、平成二十五年成立の交通政策基本法において、国と地方公共団体の連携による施策の推進が明記されましたが、不採算路線への取組はおくれたままです。地域公共交通を維持していくには、より抜本的な施策や安定的な財源の確保が求められます。今回の法改正は、免許返納した高齢者の交通手段の確保とともに、バリアフリーの視点に立った、利便性と快適性の向上に向けた契機でもあります。苦境に立つ鉄道、バス、タクシー等の活性化と再生を交通政策のど真ん中に据えた施策の展開を強く望むものであります。

そこで、地域公共交通に関する現状認識と本法案の提出に至る基本的な考えを国土交通大臣にお伺いいたします。

現行の競争政策では、地域内の路線バス事業者が共同で行うダイヤと運賃の調整は独占禁止法に抵触するおそれがあります。不採算路線を維持するには、共同でのダイヤ調整による等間隔運行、

そして、共通の定額制乗り放題運賃といった取組が必要です。そこで、国土交通大臣の認可を受けて行う共同経営には、独占禁止法の適用を除外し、交通事業者が共同で行う運賃プール制などを可能とする特例法案が提出されました。これにより、等間隔運行や定額制乗り放題運賃が可能となります。

そこで、本法案と独占禁止法、特例法案との関係が具体的にどのような関係にあるものなのか、国土交通大臣にお伺いいたします。

次に、デマンドタクシー等についてお伺いします。

デマンド交通は、予約がある場合だけ運行するため、定時路線バスと比較し負担も少なく、小型車での運用が通常なので、導入費用や小回りがきくという面での優位性もあります。一方、デマンド交通には、一人当たりの輸送コストの問題、事前予約の煩わしさや予約の多寡による所要時間の不確実性といった課題が存在し、それぞれ一長一短がございます。

厳しい経営環境を踏まえ、デマンド交通の効率化や利便性向上などの面で今後どのように支援していけるのか、国土交通大臣の御見解をお伺いします。

次に、自家用有償旅客運送についてお伺いいたします。

本法案では、自家用有償旅客運送を地域の公共交通機関を補完する旅客運送サービスであると位置づけ、その実施の円滑化を図ることとしています。この円滑化の措置とは具体的にいかなるもの

か、またその効果について、国土交通大臣にお伺いいたします。

そもそも、自家用有償旅客運送とは、交通空白地域に限定して、二種免許を持たない者でも自家用車で地域住民を運送することができる、極めて例外的な制度です。旅客対象も、地域住民等に限りといった限定がありますが、今回の改正では、観光客を含む来訪者にまで拡大することとなっております。

旅客対象者の拡大を可能とする自家用有償旅客運送の実施の円滑化の施策が、将来的に白タクの合法化やライドシェアの導入につながるおそれはないのか、国土交通大臣にお伺いいたします。

近年、急速な技術革新により、MaaSや自動運転といった新たなモビリティサービスが導入されつつあります。新たなテクノロジを踏まえた上での地域の移動手段の確保及び充実に向けた国土交通大臣の決意をお伺いします。

最後に、人流の担い手である鉄道、バス、タクシー、航空、旅客船舶、並びに物流の担い手であるトラック、鉄道、航空、船舶貨物の分野についてお伺いいたします。

今回の新型コロナウイルスの影響で、仕事のキャンセルが相次ぎ、売上げも激減し、今後の見通しが立たない状況です。これらの業界は、設備投資や固定経費の占める割合が高いことから、今、大変深刻な状況です。

そこで、資金繰り融資の要件緩和と枠の拡大、マスクや消毒液の優先的配布、雇用調整助成金の要件緩和と助成率アップ、また、固定資産税や航

空機燃料税の減免措置、そして、新型コロナウイルス感染症収束後における旅行キャンペーンの実施など、数多くの要望が出されております。

これら関連業界に対する支援策について、国土交通大臣のお考えをお伺いいたします。

御清聴ありがとうございます。（拍手）

〔国務大臣赤羽一嘉君登壇〕

○国務大臣（赤羽一嘉君） 矢上雅義議員にお答えいたします。

まず、地域公共交通に関する現状認識と本法案の提出に至る基本的な考え方についてお尋ねがありました。

現在、多くの地域で、人口減少の本格化に伴い、バスを始めとする公共交通サービスの需要の縮小や経営の悪化、運転者不足の深刻化など、厳しい状況に直面しています。

他方、高齢者の運転免許の返納が年々増加し、受皿としての移動手段を確保することがますます重要な課題になっております。

このような状況に対し、国土交通省として、まずはバス、タクシーの労働力の確保とサービスの維持や改善を図りながら、過疎地などについては、スクールバスや福祉車両等の地域の輸送資源を総動員して移動ニーズに対応すること、その際、MaaS、AIによる配車、自動運転などの最新技術も最大限活用し、生産性を向上しつつ、地域の高齢者のもとより、外国人旅行者も含めた幅広い利用者を使いやすいサービスが提供されることが必要であると考えております。

このため、本法案において、地域における移動

ニーズに対し、きめ細やかに対応できる立場にある市町村等が中心となってこうした取組を進めるよう促すとともに、国として財政面やノウハウ面ですっきり支援していきたいと考えております。

次に、本法案と独占禁止法特例法案との関係についてお尋ねがございました。

地方都市などのバス交通については、取り巻く環境の厳しさから、地域内の事業者同士が連携し、サービスの改善や効率性の向上に取り組みたいとの御要望が多く寄せられております。

しかしながら、現行の独占禁止法では、矢上議員の御指摘のとおり、複数のバス事業者間でダイヤ、運賃の調整などを行うことはカルテル規制に抵触するおそれがあることから、このたび、独占禁止法特例法案において、一定の場合にこれを適用除外とすることとしております。

国土交通省におきましては、この特例法案と連動し、市町村等が策定する計画のもとでバス事業者が共同で等間隔運行や定額制乗り放題運賃などに取り組む場合、その手続を簡素化する制度を創設することとしております。

両法案の制度を一体的に活用し、地方都市のバス交通の利便性向上と運行効率化を図ってまいります。

次に、今後のデマンド交通への支援についてお尋ねがございました。

国土交通省では、これまで、デマンド交通については、数値目標を定めた上で、国費補助による支援などを行って導入を促進してきたところで、本法案におきましては、路線バスの維持が困難

となった場合などにおいて、市町村等が、関係者と協議し、地域の実情に応じたデマンド交通などの移動手段を導入しやすくする制度を盛り込んでおるところでございます。

地域における協議に際しては、地方運輸局等を通じ、デマンド交通のメリットを周知し、更に普及が進むよう支援していきたいと考えております。自家用有償旅客運送の実施の円滑化の措置の内容及びその効果並びにライドシェアの導入につながるおそれについてお尋ねがございました。

自家用有償旅客運送制度について、本法案においては、第一に、市町村等が交通事業者に運行管理、車両整備等を委託するインセンティブを拡大するなど、交通事業者のノウハウを活用して、より効率的な運送を促すこと、第二に、地域住民に加え、観光客を含む来訪者についても広く輸送の対象にすることなどの措置を講じているところです。

これにより、市町村等の業務負担の軽減、観光客の移動ニーズに応えられることが期待されます。

なお、ライドシェアは、自家用車のドライバーのみが運送責任を負う形態を前提としており、安全の確保などの問題があるため、国土交通省としては認めるわけにはいかないと考えており、この考えは従来から全く変わっておりません。

一方、自家用有償旅客運送は、道路運送法による登録を受け、市町村等が、運行管理等の措置や事故の際の賠償等を行う体制を整備し、利用者の安全、安心を確保することとしており、ライドシェアとは全く異なるものと認識しております。

したがって、自家用有償旅客運送の実施の円滑化がライドシェアの導入につながることは考えておりません。

次に、新たなテクノロジーを踏まえた上での地域の移動手段の確保及び充実に向けた決意についてお尋ねがございました。

過疎地等においては、将来的には自動運転による移動サービスの提供が効果的な対策になると考えられる一方で、これが本格的に普及するまでの間は、AIによる配車やMaasなどを最大限活用し、交通サービスをより使いやすくしていくかなければならないと考えております。

このような考えに基づき、本法案におきましては、地域の実情に応じ、AI配車のデマンド交通を導入しやすくする制度や、Maasのプロジェクトごとに地域の幅広い関係者が連携して事業に取り組める制度を盛り込んだところでございます。これらの制度を的確に運用し、みずからの運転に頼らずに暮らせる社会の実現に努めてまいります。

最後に、新型コロナウイルス感染症により交通分野で生じた影響への対策についてお尋ねがございました。

地域公共交通の各業界では、二月以後、利用者数や予約が大幅に減少し、事業経営に極めて深刻な影響が生じております。また、物流業界においても、輸出入関係などの運送の減少により、今後の見通しを不安視する声が出ております。

昨日、私自身も、第四回新型コロナウイルス感染症の実体経済への影響に関する集中ヒアリング

に出席したところでございますが、業界の代表者からは、雇用調整助成金の助成率の引上げや日数の延長などの雇用確保対策のさらなる強化、既往債務の返済猶予など柔軟な資金繰り対策の実行、手続の簡素化及び迅速化、また、公租公課や公共料金の支払い猶予や減免措置並びに事態収束後を見据えた大規模な需要喚起策の実施などについて、切実な御意見や御要望が出されました。

国土交通省といたしまして、政府全体の早期収束に向けた取組の中で、所管業界の状況をきめ細かく把握しつつ、御要望に全力でお応えし、内外の経済の動向や国民生活への影響等についてしっかり見きわめ、反転攻勢に向けた効果的な施策が講じられるよう、必要な対応について万全を期してまいります。

以上でございます。（拍手）

〔国務大臣麻生太郎君登壇〕

○国務大臣（麻生太郎君） 矢上議員からは、森友学園関係の文書改ざんの問題、新型コロナウイルスの影響への対応について、計二問お尋ねがっております。

まず、森友学園の文書改ざんの問題についてのお尋ねであります。近畿財務局の職員が亡くなられたということにつきましては、これは、残された御家族、御遺族の気持ちを思いますと、言葉もなく、静かに、謹んで御冥福をお祈りするものであります。

文書改ざんなどの問題は、これは極めてゆゆしいことであって、まことに遺憾であり、深くおわびを申し上げねばならないと考えております。

財務省の調査報告は、文書改ざんなどの一連の問題について、財務省としても説明責任を果たすという観点から、できる限りの調査を尽くした結果をお示ししたものであります。

その上で、一連の問題行為は、佐川元局長が方向性を決定づけ、近畿財務局の職員の抵抗にもかかわらず、本省理財局の指示により行われたという調査報告書の評価の結論が変わりはないために、手記に基づいた新たな事実が、説明したものとは考えられず、手記と調査報告書の内容に大きな差はなく、実質的な違いがあると考えてはおりませんでした。再調査を行うようなことは考えておりません。

弔問につきましては、当時から、御遺族の御了解をいただければ弔問に伺いたいということをお願いしておりましたので、御遺族の御了解もあって、次官ないし幹部を含む財務省本省や近畿財務局の職員が、過去複数回、弔問に伺わせていただいたところでもあります。

今も深く哀悼の意をあらわす気持ちに変わりはありませんが、報道によれば、御遺族は国を提訴されたものと承知をいたしております。

現時点において訴状がまだ接到しておりませんので、到着しておりませんのでという意味です、内容を確認しておりませんが、そうしたことも踏まえますと、この場でのコメントは差し控えさせていただきます。

コロナウイルスの影響への対応についてのお尋ねがありました。

日本政策金融公庫等に対して、条件変更等を含

め、事業者の実情に応じた柔軟な対応に全力を挙げ、相談受け付けや審査、実行等にスピード感を持って取り組むよう、三月六日と十六日の二度にわたって要請をいたしましたところでもあります。

日本政策金融公庫からは、融資審査における手続の迅速化を図るため、本店から支店への応援人員の派遣、支店等々の営業時間の延長等を実施しているとの報告を受けているところでもあります。社会保険料、納税等々につきましては、これは現行制度上、一時に納付することができないと認められる方については猶予することができるところから、柔軟な対応を行っているところでもありません。

また、猶予された国税について、二重負担となるために減免すべきとの御指摘につきましては、納税者の置かれた状況等に配慮しながら、適切な対応を行っていくということが重要と考えてもおります。

なお、日本政策金融公庫において、納税の猶予期間であることをもって、少なくとも融資を行わないということはありません。また、日本政策金融公庫では、税の滞納先への融資審査に当たって、例えば、税務署との間で未納分に関する分納の調整が行われているとか、そういった滞納解消に向けた取組を十分にしんしゃくするなど、公庫内の取決めを踏まえて柔軟に判断しているものと承知をいたしております。

いずれにしても、新型コロナウイルス感染症について、さまざまな経済活動への影響を注意深く見きわめていく必要があると考えており、引き続き

き、状況を注視してまいりたいと考えております。（拍手）

〔国務大臣加藤勝信君登壇〕

○国務大臣（加藤勝信君） 矢上雅義議員から二問の御質問をいただきました。

新型コロナウイルス感染症の検査体制や医療提供体制の強化、マスク等の配布についてまずお尋ねがありました。

新型コロナウイルス感染症の検査に当たっては、感染症を疑われる患者とそれ以外の患者が接することなく、感染拡大が起らない医療体制のもとで行うことが重要であります。また、検査については、医師が必要と判断した方が確実に検査を受けられるようにすることが求められております。

こうした体制をとり得る帰国者・接触者外来は、三月二十三日時点で、四十七都道府県において千三十一施設を確保しております。

また、医療提供体制については、感染拡大防止と同時に、国内で患者数が大幅にふえるときに備え、重症者対策を中心として強化することが重要です。

感染症指定医療機関の病床については、既に全国で一万二千床以上の空き病床を確保しており、さらに、重症者の治療に必要な人工呼吸器についても、現時点で、感染症指定医療機関において、使用可能な人工呼吸器三千個を確保しておりますが、引き続き、これらの体制の充実に取り組んでまいります。

マスクについては、在庫が不足する医療機関や、人口に占める患者の割合が大きい北海道の一般世

帯等に対して優先的に配布するとともに、再利用可能な布製マスクを高齢者施設等へ配布を行っているところであります。また、消毒液についても医療機関等に対する優先供給の仕組みを構築し、対応しております。

引き続き、マスク等の増産を支援していくとともに、流通状況、需要動向をきめ細かく把握し、医療機関を始め、必要とする方々への供給確保に万全を期してまいります。

新型コロナウイルス感染症の影響による年金積立金の運用、労働者の解雇や雇いどめ、新卒の内定取消しについてお尋ねがありました。

年金積立金の運用については、平成十三年度の市場運用開始以降、令和元年度第三・四半期までの累積収益は、利子、配当収入が約三十六・五兆円、評価損益等が約三十八・七兆円、合計約七十五・二兆円となっております。

年金積立金の運用は、長期的な観点から安全かつ効率的に行うこととされており、株式会社を含む市場の一時的な変動に過度にとらわれるべきではありません。

今後とも、国民の老後を支える年金が将来にわたって確保されるよう、長期的な観点から安全かつ効率的な年金積立金の運用に努めてまいります。労働者の解雇や雇いどめ、新卒の内定取消しに関しては、経済団体に対し、有期契約労働者、パートタイム労働者及び派遣労働者の方々等の雇用の安定や、新卒者の採用内定の取扱いを含めて、雇用維持等への配慮を要請するとともに、事業主の皆様の雇用維持の努力を一層強力に支援してい

くため、雇用調整助成金の特例措置を講じる等の取組を進めています。

その上で、実際に解雇や雇いどめされた方々への支援として、二月十四日に、全国の労働局等に設置した特別労働相談窓口において労働者の方からの解雇等に関する相談に対応するとともに、ハローワークにおいて、求職者の方の置かれている状況に応じて、きめ細かな就職支援を実施し、雇用保険の基本手当の支給や求職者支援制度による再就職支援等に取り組んでおります。

また、採用内定の取消し等を受けた新卒者に対しては、新卒応援ハローワーク等において、学校とも連携しながら、新たな就職先の確保に取り組むなど、丁寧な就職支援に努めております。

今後とも、新型コロナウイルス感染症の雇用への影響も十分注意しながら、雇用を守るとの立場に立つて必要な対策を講じてまいります。（拍手）